



NEWS LETTER



NO
27

発行者 NPO 法人消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-1317
Eメール: shounet@okayama.coop ホームページ: <http://okayama-con.net>

消費者ネットおかやま第7回通常総会を開催しました。

6月7日(土)ピュアリティまきびにて、消費者ネットおかやま第7回通常総会を開催しました。

消費者ネットおかやま 大橋まり子理事が司会となり、総会の総表決数 148 に対して、実出席 59、書面出席 26、委任出席 18 合計 103 表決数であり、定款第 24 条にもとづき、表決権総数の 4 分の 1 以上に達していることから、本総会が成立していることが報告されました。

総会議長に丹治泰弘会員が選出され、議事に入りました。

議事録署名人に、会員から上甲啓一、重村操 書記は國塩事務局が選ばれました。消費者ネットおかやま河田英正理事長より、「設立して7年間の経過、今年度は適格消費者団体を実現する年度、実績づくりをしっかりと行っていくこと」など開会挨拶が行われました。



河田理事長



くらし安全安心課 岡野課長

来賓として、岡山県県民生活部くらし安全安心課課長岡野千鶴さんから、「消費者行政の推進への協力、被害防止の取り組みへの感謝、これまで県の消費者被害未然防止事業としてサポーター講座の実施をしている。県で消費者教育推進計画を策定。消費者被害の手口が多様化、自立した消費者にむけ連携して取り組みをすすめていきたい」ことの挨拶が行われました。

議案提案を河端事務局長より、差止訴訟の前提となる申入れを行う取り組みが2013年度から始まっていること、消費生活サポーター講座を

昨年に続いて、受託することが出来たこと、2013年度会員状況、なんでも相談会の取り組み状況や決算関係、定款変更については、適格消費者団体をめざす上で必要な改定を行うこと、2014年度は申請を行うことなど一括して説明が行われました。

第1号議案 2013年度事業報告承認の件

第2号議案 2013年度決算承認の件 第3号議案 定款変更の件

第4号議案 役員を選任の件 第5号議案 議案決議効力発生に関する件



河端事務局長



また、小田監事から、決算関係書類は問題がないこと、理事の職務の執行、特に2014年度には適格消費者団体の申請を行うことなど前進していることも含めた監査報告が行われました。

議長から、各議案ごとについての採決が行われ、全ての議案が賛成多数で採決されました。(3号議案は2/3以上)また、報告事項 2014年度事業計画、2014年度活動予算については、拍手でもって確認されました。

第1回理事会を開催し、新年度3役を決定しました。

2014年度《選任された役員と3役》 理事14名 監事3名

理事長	河田英正	弁護士			
副理事長	戸川和正	司法書士	理事	兒島隆朗	司法書士
副理事長	大橋まり子	JA 県女性協	理事	近藤幸夫	弁護士
事務局長	河端武史	弁護士	理事	上甲啓一	おかやまコープ
理事	赤澤佳世子	消費生活アドバイザー	理事	土屋紀子	県婦人協議会
理事	赤澤輝彦	建築士	理事	吉岡伸一	学識者(大学)
理事	安藤英明	岡山大学生協	監事	小田敬美	学識者(大学)
理事	丹治泰弘	司法書士	監事	木下幸男	県労福協
理事	小阪田信子	岡山医療生協	監事	宮本紀子	おかやまコープ

消費者月間講演会を開催しました

食の偽装問題と食品表示法・景品表示法 ～消費者からみたメニュー、食品表示の見方と活用～ をテーマとして消費者月間講演会を、6月7日 NPO 法人消費者ネットおかやまと岡山県消団連との共催で開催しました。当日は土曜日の午後にも係らず 13 団体 76 名の参加で開催することが出来ました。

県消団連竹田幹事が司会となり開会宣言のあと、県消団連近藤代表幹事から、昨年不適切なメニュー表示や食品偽装問題が発生したこと、景品表示法の一部改正が参議院で可決し、表示問題に関して県へ権限が委譲されたこと、消費者として行動が変わってくることなど開会挨拶を行いました。

消費者庁食品表示の委員等をされている FOOCM.NET の森田満樹さんから、講演をして頂きました。



講師 森田満樹さん

アクリフーズの件では、生協は公告ですぐに対応していたが、記号のみで、製造会社が分からずに、回収が遅れた流通大手があること。「いわゆる健康食品」について、表現は思わせ表示となっており、具体的に出せるのは特保だけ。一方政府の規制改革会議では、第3の健康食品をつくる方向で検討している。

加工食品における義務表示や栄養表示はこれまで任意となっていたが、2020年までに義務表示となる。また、食品表示で禁止されている表示例をもとに、原産地の偽装表示、健康食品の不当表示、健康機器の不当表示や薬事法違反、メニュー表示の誤表示問題について、具体的な事例により解説して頂きました。

メニュー表示問題の経緯や外食メニューは景品表示法の対象となること、義務表示ではなく統一的なルールは決まっていないこと、優良誤認、有利誤認の内容やガイドラインについての話、魚介類や農産物の不当表示の事例や違反行為に対する措置の説明が行われました。

食品表示法は複雑な法律体系をわかりやすくするために策定されたこと、特徴として消費者庁のもとで、執行体制や罰則は強化されたが、表示基準は現在検討中であること、原料原産地表示、中食、外食のアレルギー表示など、今後の検討課題となっていることなど現段階での検討状況について報告頂きました。講演テーマの対象範囲が広く、難しい法律の問題もありましたが、大変分かりやすく、食品表示に関する具体的事例をもとに話して頂き、とても勉強になりました。



岡山県主催 消費者被害撲滅キャンペーンへ参加

2014年5月6日(火)11時より、カンコースタジアム前にて行政9名と消費者団体10名の参加で消費者被害撲滅の宣伝活動を実施。5000個の宣伝グッズを配布しました。



岡山県くらし安全安心課から8名、消費生活センター1名、県消協2名、消団連2名、消費者ネットおかやまからは河田理事長や戸川副理事長含む6名が参加して、消費者被害撲滅にむけての協力をお願いする声掛けとキャンペーングッズの配布おこないました



当日は、うらっち、ももっちも一緒にキャンペーンを行いました。

景品表示法一部改正が参議院にて全会一致で可決成立

昨年、阪急阪神ホテルズや近鉄ホテルシステムズを筆頭に世間を騒がせたレストランのメニュー偽装問題などを受けて、景品表示法に違反する営業活動を行う事業者への措置命令を都道府県知事が出せるようにすることや、事業者への立ち入り調査を、消費者庁だけでなく農林水産省や経済産業省も行えるようにすることなどを内容とする改正景品表示法が、参議院本会議にて全会一致で可決・成立しました。

今回の改正により、まず、事業者は、表示等の適正な管理のため必要な体制の整備その他の必要な措置等を講じることが義務づけられることとなり、必要な措置を講じていない場合、内閣総理大臣はその事業者に対して指導・助言、勧告を行うことができ、勧告に従わない場合は公表することができます。なお、この必要な措置等については、今後、ガイドラインが策定されることになっています。

また、消費生活協力団体・協力員が、適格消費者団体へ不当表示等の情報を提供することができるということも定められています。適格消費者団体は、景品表示法に違反する営業活動を行う事業者に、その営業活動をやめるよう差し止め請求訴訟を提起することができます。今回の改正により、景品表示法に違反する行為については、消費者庁だけでなく都道府県知事も措置命令などを出せるようになり、農林水産省や経済産業省など関係諸官庁も立ち入り調査を行うことができるようになるため、行政面での監督体制が充実するのはもちろんですが、消費生活協力団体や適格消費者団体の活動により、一般市民からもより厳しい目でチェックされることになります。

そのため、事業者が表示等の適正管理のために体制を整備することは、コンプライアンスの観点だけでなく、企業イメージを損なわないようにし、行政処分や訴訟のリスクを避けるためにも、喫緊の課題と言えるでしょう。

なお、今回の改正は公布日から6か月以内の施行が予定されており、景品表示法に違反する行為に対する課徴金制度の導入について整備を検討するよう政府に求める附帯決議も出されています。景品表示法に違反する行為を行っても課される罰則が緩いのでは、やったもの勝ちになって十分に規制を行うことはできませんから、課徴金制度についても早期の導入が望まれるところです。

事務局長 河端武史

消費生活サポーター講座を県内各地で開催しています

昨年度につづいて岡山県より委託を受けて実施しています。

本講座は、消費者被害に遭わないための知識や行動の術を学び、廻りの人たちにそれを伝えることが一つの目的ではありますが、本年度は、さらに「見守り合い」を大切にし、できれば福祉関係者などとも連携して、安心して暮らせる地域づくりに参加しようとして取り組んでいます。今のところ開催団体の広がりもあり、順調な申込み状況になっており、19会場が決定しています。



金融庁にパブリックコメントを提出しました。

2014年6月27日

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対する意見書

特定非営利法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正

商品先物取引における不招請勧誘の禁止規制(商品先物取引法 214 条 9 号)は、同取引についての長年の苦情・トラブルが絶えず、深刻な被害を出してきたことから、数次にわたる法改正の後、平成 21 年改正でようやく導入された規定です(平成 23 年 1 月施行)。その結果、商品先物取引に関する苦情相談は大幅に減少しています。他方、金地金取引やスマート CX 取引(損失限定取引)を端緒に商品先物取引を勧誘し、トラブルとなる事例が現在も報告されています。その意味で、投機性の高い商品先物取引に関して不招請勧誘禁止規制を強化・維持する必要性は現在も異なりません。

今回の施行令改正案(金商法施行令 16 条の 4 第 2 項 1 号二)と金商業内閣府令改正案(金商業等内閣府令 117 条 8 号の 2)は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務及び再勧誘禁止の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対し訪問・電話によることを禁止する点で、実質的には不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができるものです。その意味で上記施行令案、内閣府令案は、高く評価できます。

他方で、金商業等内閣府令案 117 条 8 号の 2 では、単に当該金融商品取引業者等に口座開設している個人顧客を適用除外としています。その場合、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMF といった投資元本の比較的安全な商品のみ保有している個人顧客の中には、商品関連デリバティブ取引を行うことが適合性原則に反する者も多数存在すると考えられますので、少なくとも当該顧客の投機取引の意向や経験に鑑み、余裕資金のない顧客が適合性原則に反する形で商品関連デリバティブ取引を行うことのないよう、厳格な取引開始基準を自主規制ルール等で設けさせる等の対応がなされるべきです。

現在、農水省・経産省は、商品先物取引の出来高が大幅に減少していることを理由として、7 日間の熟慮期間等のある契約を設定することで 70 歳未満の顧客に対する不招請勧誘を認める内容の商品先物取引法施行規則の改正案(102 条の 2 第 2 号)を平成 26 年 4 月 5 日に公表し、パブリックコメントに付しています。しかし、上記規則案は不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするもので、明らかに不当です。

先物取引業界には、不招請勧誘禁止規制導入の結果、大幅に商品先物取引の出来高が減った、規制が厳しすぎるとの意見があるようですが、消費者トラブルのない公正で透明な商品先物市場がそもそも期待されています。しかも、FX 取引を見ればわかるように、FX 取引では不招請勧誘禁止規制導入の結果、悪質な業者が淘汰され、手数料競争が働き、新規の商品が開発されるなど、市場が活性化され、その規模は 1800 兆円以上に拡大しています。翻って考えれば、不招請勧誘禁止規定導入の影響で商品先物取引の出来高が低迷しているわけではなく、商品先物取引にメリット・魅力が無いことこそが低迷の最大の原因なのです。FX ほど使いやすい商品先物取引の実現や、FX のような宣伝・広告などのアピール、自己規制や競争を、商品先物取引業者は行ってきたのでしょうか。無差別の訪問・電話勧誘という古いビジネスモデルの復活によって商品市場を活性化させようとしても、単に先物取引被害に引きずり込まれる被害者が増えるだけになり、活性化とはほど遠いことになると思います。

商品先物取引において、投資家保護と消費者トラブルのない公正な商品市場の発展のために適正な行為規制が定められるべきです。また、その上で、速やかな総合取引所への移行も行われるべきです。